

家族形成のための支援カウンセリング

～検証：卵子提供の「そもそも論」～

荒木晃子

はじめに

前回、国内初の匿名ボランティアドナーの提供卵子で妊娠した女性が無事女児を出産したとの報告について、番外編として記述した。2017年現在、日本は未だ生殖医療に関する法律はないが、民法には分娩した女性が児の母であり、出産した女性と婚姻関係にある男性が父とあるため、児は夫婦の実子として法的に認められたという。

児の誕生を報じるメディアには、様々な領域から賛否（賛成意見は稀有）両論の記事、コメントが寄せられていた。なかには、その児の誕生までのプロセス（＝ドナー卵子での妊娠）に関する否定的な意見や、結果（児がドナー卵子で誕生した事実）を問題視する論調さえ見受けられた。それらを目にしたであろう当事者家族を思うと、今でも胸が締め付けられる思いがする。残念ながら生殖医療、特に第三者のかかわる生殖医療技術の利用で誕生した児への祝福を目的とした世論は散見できなかったものの、早急な国内法整備を求める声が以前より大きくなっていったように感じたことは幸いである。

本篇では、前回の番外編に続き、今回の報告に対する様々な世論を「そもそも論」と仮称し、第三者のかかわる生殖医療/医療技術、主として卵子提供にまつわる諸説を検証する。

そもそも・・・

「そもそも論」とは、【抑論】物事を原初に立ち返って論じること、さかのぼって必要性や存在意義などを問うこと、などを意味する表現。「どのようにするか」を議論しているときに「そもそも、どうしてそれが必要か」という問いを蒸し返すようなあり方（実用日本語表現辞典）、とある。

今回、本ケースの是非をめぐる諸説の一例には、**生命倫理に反する、（卵子を提供するドナー）女性の身体を侵襲する行為だ、**といった専門家からの意見が目立つ。また、**自然の摂理に反する、人として許されない行為だ、生まれてくる子どもがかわいそうだ、他者を犠牲にして子どもをつくらうとする親のエゴだ、**といったエビデンスが明確とはいえない持（自）論を展開する人々が多く存在する事実も明らかになった。かつて、ひとの生命の操作は神への冒瀆だ、と生殖医療技術を表現し否定した論客がいたことを思えば、この種の論調は今に始まったことではない。確かに、医療技術の近年を遡ってみても、こと生殖医療を問題のキーワードにした様々な諸説には、常にこの種の意見が付きまとう傾向にある。その世論の渦中を、近年まれにみる成長を遂げた生殖医療で生まれた子どもと暮らす当事者家族が生きて

いるという事実を忘れてはならない。

不妊に悩み生殖医療で念願の児をもうけた当事者カップルにとって、それらの論調は、自分達の選択を否定されたように感じ、その結果、親は生まれた我が子へ“後ろめたさ”のような感覚を覚える一因ともなりうる。自らの選択(=生殖医療)と結果(=児の誕生)を肯定的にとらえることができなくなった親が、子どもの養育にどれほどの影響を与えるのかは計り知れない。確かなことは、論客の専門性を問わず、生殖医療を否定的にとらえる所論の対象の先に、不妊に悩む当事者と生まれた児が共に暮らす家族の存在があることは紛れもない事実である。親が、例えどのようなプロセス/生殖医療技術で妊娠/出産したとしても、その児の誕生までの真実を、愛情をもって本人に伝えることが重要であることは、言うまでもない。

危ない世論

まず、先に示した諸説を何故「そもそも論」と仮称したのか、本ケースを一例として解説する。

自己卵子で妊娠の可能性がない当事者カップルが、**第三者からの提供卵子で妊娠を目指す体外受精と呼ばれる生殖医療技術のゴールは妊娠である。その結果、新たな生命が誕生する。**このように、児の誕生を結果と呼ぶのであれば、妊娠はそのスタート地点ともいえるであろう。しかし、生殖医療の利用による妊娠成立には、その前提に、「不妊の診断」が必要となる。「カップルが妊娠を希望し一年間性交を試みても自然に妊娠できない」という「不妊の定義」に相当する理由が診断の根拠であり、且つ、不妊治療で妊娠するためには、不妊症の診断が必須

条件である。通常、生殖医療で児が誕生するには、不妊症であることが親の絶対条件となる。生殖医療を、「結果にはすべて原因がある」という因果論的思考でとらえると、原因は「不妊」で、結果が「児の誕生」となり、そこには論理的整合性がない、つまり矛盾が生じるのだ。自然の摂理によれば、不妊が原因で児が生まれることはありえない。不妊が原因で、生殖医療を選択することにより、幸運にも子どもに恵まれることがあるのであって、生殖医療の介入無くして妊娠/出産に至る可能性は極めて低いはずだ。カップルが、もし自然妊娠で出産まで至るのであれば、生殖医療の介入は必要ない。このように、本ケースをそもそも論で語る際には、「そもそも、不妊が原因で生殖医療の介入が必要となり、結果この児が生まれた」となり、例え、第三者のかかわる生殖医療行為を肯定的にとらえることができないとする諸説であっても、その対象は、児の親が不妊であること、生殖医療を利用することの必要性やその存在意義を指す可能性があることには留意すべきであろう。

本ケースには、卵子を提供したボランティアドナーとその家族もかかわっている。ドナー女性に子どもがいることがドナー条件の一つとなっている。他にも、無償で卵子を提供すること、そのリスク、提供卵子でレシピエントカップルに子どもが生まれることなどの条件に同意し協力するドナー家族の存在がある。

仮定として、やがて成長した子どもがこの世論を知り、「親が自分を産むためにドナー女性を犠牲にし、その身体を傷つけた。選択した治療のせいで、親が世論の批判を浴び、結果、自分が生まれたことが問題になっ

た」と感じることもあるとすれば、その子は自分の存在そのものを肯定的にとらえることが困難になり、その人格形成に揺らぎが生じはしないかと、老婆心ながら不安を覚える。加えて、そのことが、如いては様々な生殖医療で生まれた大勢の子ども達の出自、真実告知に大きく影響する重要な課題ともなりうることを、筆者はおおいに危惧している。